

工事成績等による業者選定基準

令和7年4月

1 指名競争入札

(1) 上位の工事等級の工事に参加できる業者の基準

区分	対象業者	上位等級	上位の工事等級の工事に参加するための条件 (総合評点・工事成績の全てを満たすこと)	
			総合評点	工事成績
土木一式工事 (下水道管渠工事を含む)	C級業者	B	650～699	当該発注業種の工事成績において、過去3年度の工事成績評定点の平均点が、当該発注業種における <u>長岡市全体の平均点以上であること</u>
建築一式工事	B級業者	A	750～799	
	C級業者	B	650～699	
管工事 (水道管工事を含む)	B級業者	A	700～749	
電気・舗装工事	B級業者	A	700～749	

(2) 当該工事等級以外の工事等級の工事に参加できる業者の基準

上記(1)を適用しても発注地域に主たる営業所を置く業者(以下「発注地域業者」という。)で指名数が充足できない場合には、当該工事の等級格付以外の等級に格付されている発注地域業者又は近接する地域業者を、当分の間、指名総数の50%を限度として指名(「くい上がり」、「くい下がり」)できるものとする。

ただし、舗装工事は「くい上がり」のみとする。また、舗装機械を有している者を優先とし、発注地域にかかわらず指名業者選定を行う。

なお、「くい上がり」、「くい下がり」できる業者は次の全ての項目に該当する者とする。

- ・ 電子入札の準備が完了していること。
- ・ 当該発注業種の工事において、次のいずれかに該当すること。
 - ア 過去3年度の工事成績評定点の平均点が75.0点以上であること。
 - イ 工事成績評定を実施しない工事を過去3年度に施工した実績があること。
- ・ 当該等級以外の工事を多数受注していないこと。

(3) 選定除外

長岡市が発注した工事における工事成績評定点が次に掲げる結果であった業者は、当該発注業種の工事について、当該結果に応じて定める期間、業者選定の対象から除外する。

- ア 60.0点以上65.0点未満であった場合 工事成績通知の日から1箇月間
- イ 60.0点未満であった場合 工事成績通知の日から3箇月間

2 制限付き一般競争入札

入札参加資格の制限

長岡市が発注した工事における工事成績評定点が次に掲げる結果であった業者は、当該発注業種の工事について、当該結果に応じて定める期間、制限付き一般競争入札の入札参加を認めない。

- ア 60.0点以上65.0点未満であった場合 工事成績通知の日から1箇月間
- イ 60.0点未満であった場合 工事成績通知の日から3箇月間